

事例1 B型肝炎でインターフェロン治療の開始に伴い、一時的に業務内容の調整を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
30歳代 男性	B型肝炎	薬物療法	中小企業	正社員 (商社、営業職)	嘱託産業医

(1) 事例の概要

ア 基本情報

Aさんは、従業員数が60名ほどの、日本食の輸出を取り扱う専門商社に勤務する30歳代男性である。Aさんは営業1課に属しており、日本食の買い付けから商談、輸出までを担っている。入社10年目で中核人材として活躍しており、上司からも頼りにされている。Aさん自身は仕入れ先と顧客との板挟みに苦労しながらも、やりがいを感じている。また、Aさんは妻との2人暮らしであり、家計を支えるためにも自分が頑張らなくてはと思い、日々仕事に励んでいる。

1日当たりの所定労働時間は9時～17時45分(休憩1時間、週5日間)である。食品の買い付けのための国内の出張のほか、海外顧客との商談のため長期の海外出張もある。

嘱託産業医が1名おり、月1回来社している。

イ 両立支援を行うに至った経緯

Aさんは20歳代のころ、虫垂炎治療のために入院したことがきっかけでB型肝炎が見つかった。幸い無症候性キャリア(B型肝炎ウイルスに感染しているが、肝炎の症状がない状態)であったため、経過観察のために半年に1回病院を受診し、検査を受けていた。Aさんは病気のことを入社時の健康診断の問診で申告していたものの、通院には有給休暇を使って対応しており、特別な配慮は必要なかったことから、職場の上司や同僚等には伝えていなかった。

ある日の検査で、Aさんは慢性肝炎と診断され、医師からインターフェロン治療を勧められた。医師からは、治療のためには毎週1回の通院が必要であり、出張は控える必要があるとの説明があった。Aさんは職場に迷惑がかかるのではないかという懸念とともに、知人から治療の副作用が強いという話を聞いたこともあり、治療を受けることにためらいがあり、上司に相談することにした。

上司がAさんの同意を得て、人事部に相談したところ、産業医にも意見を求めて、治療と仕事の両立に向けて検討することとした。

(2) 様式例の記載例

ア 勤務情報提供書【労働者・事業者において作成】

Aさんと上司、産業医、人事部とで話し合い、通院して治療を受けながら仕事を続けるために必要な就業上の措置や配慮を検討するために、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めるうこととした。具体的には、仕事柄、不規則な勤務になりやすい特徴を伝えた上で、海外出張や国内出張は可能か、時間外労働は可能か、通院日はどの程度の時間を確保すればよいか等について確認することとした。

イ 主治医意見書 【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Aさんに仕事の内容や職場環境、治療開始に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

可能な限り規則正しい生活が送れるような業務の調整が望ましいこと、通院日が確保できれば出張は差し障りがないこと、通院日は数時間から半日の時間が必要であること等について明記した。また、Aさんは副作用に対して強い不安を覚えていることから、副作用に関しては病院の看護師が対応することも明記した。仕事の状況に応じて通院日や時間帯、通院先は調整可能な場合がある旨も記載した。

なお、人によっては治療が合わず中止・変更する場合があることも記載した。

ウ 両立支援プラン 【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Aさんと上司、産業医、人事部とで話し合った結果、原則、通院には時差出勤を活用すること、長期の出張は制限するが、体調に問題がなければ短期間の国内出張は認めることとした。体調に配慮し、治療開始後しばらくは時間外労働、休日出勤を制限するとともに、定期的に産業医がAさんと面談し、治療方針の変更があった場合には、プランの見直しを行うこととした。

なお、長期出張の制限にあたり、同僚と業務調整をすることにした。そのため、本人の同意を得て、上司から同僚に業務調整が必要なことを説明し、理解・協力を求めた。説明の際、詳しい病名は伝えず、1年ほど毎週通院が必要であることや想定される副作用など、長期出張の制限が必要となる症状等について情報提供を行った。

(3) その他留意事項

B型肝炎治療の1つとしてインターフェロン治療がある。この治療は週1回の通院が1年ほど続く。ある程度期間が決まっているため、その期間の通院時間が確保できるような勤務制度や休暇制度の整備が重要である。

事例 1（肝疾患）：勤務情報を主治医に提供

医療機関が確認する際のポイント



- ・どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- ・特に、出張など、業務上必要な要件について確認

- ・通院スケジュール及び年次有給休暇が時間単位で利用可能であることを踏まえ、通院は有給休暇で対応可能であることを労働者と確認

- ・産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- ・**特に意見を求められている点について確認**
 - ・出張などの就業内容が過度に制限されることがないよう、通院時間確保のために必要な配慮を検討
 - ・副作用に関して、現時点で記載できる内容や職場で必要と考えられる配慮を検討
 - ・その他、治療を続ける上で必要な情報を検討

- ・署名漏れがないか確認
- ・記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

〇〇〇〇病院 〇〇〇〇先生

今後の就業継続の可否、業務の内容につ
先生にご意見をいただくための従業員の勤
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	〇〇〇〇
住所	〇〇県〇〇市〇〇区

職種	営業職
職務内容	日本各地から食材を買 っています。国内・海外 の関係で、不規則な勤務 <input checked="" type="checkbox"/> 車の運転 <input type="checkbox"/> 対人業務
勤務形態	<input checked="" type="checkbox"/> 常雇勤務 <input type="checkbox"/> 二交替
勤務時間	9時00分～17時 (時間外・休日労働の (国内・海外出張の状
通勤方法	・公共交通機関(着座
通勤時間	・通勤時間：30分
休業可能期間	〇〇〇〇年〇〇月〇〇 (給与支給 <input checked="" type="checkbox"/> 有り 残 18日間
有給休暇日数	<ul style="list-style-type: none">嘱託産業医が月一回月に数回程度、顧客以下の点についてご ー海外出張(10日 たほうがいい場合、 張の時は休日に移 が必要でしょうか。 ー通院に要する時間 か。ー治療による副作用 らかの配慮や休暇

その他 特記事項	<ul style="list-style-type: none">嘱託産業医が月一回月に数回程度、顧客以下の点についてご ー海外出張(10日 たほうがいい場合、 張の時は休日に移 が必要でしょうか。 ー通院に要する時間 か。ー治療による副作用 らかの配慮や休暇
利用可能な 制度	<input checked="" type="checkbox"/> 時間単位の年次有給

上記内容を確認しました。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
務に関する情報です。

生年月日	○○○○年○月○日
------	-----------

い付け、海外顧客との商談、輸出までの交渉・事務を行
への短期及び長期出張が頻繁にあります。海外との時差
時間や時間外労働が多い職務です。

遠隔地出張（国内） 海外出張

勤務 三交替勤務 その他（ ）

45分（休憩1時間。週5日間。）

状況：50時間／月程度

況：10日／月程度

不可能

日まで（○○○日間）

日間支給 無し

来社しています。

の接待等で深夜までの飲食があります。

教示ください。

間隔)や国内出張(数日間)は可能でしょうか。控え
どの程度の期間控えるとよいでしょうか。なお、出
勤することもあります。時間外労働についても制限

はどの程度でしょうか。通院日は1日休みでしょう

について、どのような症状がありますか。業務上何
等は必要でしょうか。

休暇 傷病休暇・病気休暇 時差出勤制度

(本人署名) ○○○○

株式会社○○○○

担当：○○○○○ 連絡先：○○○○○

労働者・事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- 現在の業務内容を継続することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- 就業継続の可否について主治医の意見を確認するに当たり、不規則な勤務になりやすいこと、時間外労働が多いこと、出張があること等、仕事の特徴を記載

- 必要に応じて、休業可能期間のうち、給与補償を受けられる期間を記載

- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて新規付与のタイミングや付与日数、単位(1日、半日、時間単位)等を記載

- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**

- 治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
(時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度など)

- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例 1（肝疾患）：治療の継続や就業継続の可否等について

医療機関が作成する際のポイント

- 人事部等の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 現時点で記載可能な治療の予定を記載
・治療の中止や変更のある場合はその旨を明記
・治療終了後も通院などのために職場での配慮が必要と想定される場合には、治療後の見通しについても記載
- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載
- 勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
 - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
 - 通院への配慮が得られるよう、通院頻度や時間を記載
 - 副作用の症状を記載する際は、個人差があることや症状が一定でないなど、留意が必要な点も記載
 - 規則正しい生活が送れるようにするなど、治療や健康管理のために必要な事項があれば具体的に記載
- 副作用に関する質問・相談への対応や、通院日等に関する調整など、医療機関側で対応可能のことについて記載すると、労働者や事業者にとって参考になる
- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
・措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる
- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区
病名	B型慢性肝炎
現在の症状	現在、肝機能異常はありませんが、このままする危険があります。必要があります。
治療の予定	<ul style="list-style-type: none">ペグインターフェアです。治療は1ヶ月1～2時間程度4週に1回は検査1回は詳しい検査人によって治療がある場合があります。治療終了後も、1のため通院が必要
退院後／治療中の就業継続の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input checked="" type="checkbox"/> 条件付きで可 <input type="checkbox"/> 現時点では不可 <ul style="list-style-type: none">注射や検査のため、週間以上の長期出ださい。副作用としては、不振、うつ症状になります。多くの場合倦怠感などの副作用や、仕事を休む不眠による遅刻などで、病院を受現在の業務の変更ができるよう慮をお願いします。
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	<ul style="list-style-type: none">多くの場合仕事のあわせて年次有給副作用の症状に関する通院日・時間や通応じて、ご本人を
その他配慮事項	<p>上記の措置期間</p> <p>○○○○年○○月○○日</p> <p>上記内容を確認しました。</p> <p>○○○○年○○月○○日</p> <p>上記のとおり、職場復帰の可否等に関する</p> <p>○○○○年○○月○○日</p>
(注)この様式は、患者が病状を悪化させることを用するものです。この書類は、患者本人から	

主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

事業者が確認する際のポイント

生年月日	○○○○年○○月○○日
<p>認め、肝臓の炎症が持続しています。日常生活には問題 ま炎症が持続すると、将来的に肝硬変、肝がんを発症 そのため、炎症を抑えることで病気の進行を抑制す</p>	
<p>ロンを皮下注射します。そのため毎週1回の通院が必 年ほど続きます。通院時間は、最初の8週は1回につ きを要します。その後は原則30分～1時間程度ですが、 のため1～2時間ほど要します。また、3～6か月に のため半日を要する日があります。</p> <p>合わないこともあるので、途中で治療を中止・変更す</p>	
<p>か月に1回、落ち着けば数か月から半年に1回、検査 になります。</p> <p>(職務の健康への悪影響は見込まれない) (就業上の措置があれば可能) (療養の継続が望ましい)</p>	
<p>48週の間毎週通院する必要があります。従って、1 張は控え、毎週欠かさず通院できるように配慮してく</p>	
<p>発熱、頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、筋肉痛、食欲 など多くの症状が考えられますが、人により程度は異な 合は特に処置は必要ありませんが、週によっては発熱 作用が急に強く出たりする場合があり、解熱剤などの むなどの対応が必要になる場合があります。</p> <p>ど、勤務状況に変化がある場合はうつ症状が疑われま 診させるようご配慮ください。</p> <p>は必要ありませんが、できるだけ規則正しい生活を送 うに業務内容の調整や、時間外労働を減らすような配</p>	
<p>継続は可能ですが、副作用が強い場合は本人の体調に 休暇の取得などの配慮をお願いします。</p> <p>する質問や相談等があれば当院看護師が対応します。 院先は調整可能な場合がありますので、仕事の状況に 通じてご連絡・ご相談ください。</p>	
<p>○日～○○○○年○○月○○日</p>	
<p>(本人署名) ○○○○</p>	
<p>する意見を提出します。</p>	
<p>(主治医署名) ○○○○</p>	
<p>なく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使 会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。</p>	

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とする
ため、現段階で想定されている治療の予定等を
確認

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業
継続が可能と考えられるかどうか、主治医の意
見を確認

●主治医への質問事項に対する回答を確認

- 記載事項について、対応必須のものか望ましい
ものかを確認
- 出張の調整など働き方の変更が必要なものに
ついては対応可能性を検討
- 体調管理やうつ症状の早期発見のためなど
に、上司等の協力が必要な場合には、労働者
本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有
し、対応を検討
- 治療の中止や変更に伴い、望ましい就業上
の措置等が変わる場合もある点に留意

- 通院日・時間や通院先など、労働者を通じて主
治医に相談可能のことについて確認

- 措置期間後は必要に応じて主治医の意見の確認
やプランの見直しを行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理
解・同意が得られていることを、署名欄を活用
するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情
報を適切に取り扱う

事例 1（肝疾患）：両

従業員氏名	○○○○	
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ペグインターフェロンの 最初の2か月間は3時間／社の往復1時間(1回) また、3～6か月に1回は 治療期間は48週(1年間) 治療期間中は副作用とし食欲不振、うつ症状など なお、途中、治療を中止 治療終了後も定期的な通 	
期間	勤務時間	就業上の措置
～ 2か月目	9:00 ～ 17:45 (1時間休憩)	毎週月曜日の ※午前半休(休暇を利用) 月曜日を含む 残業・深夜勤
3か月目～ 1年目	9:00 ～ 17:45 (1時間休憩)	毎週月曜日の ※時差出勤制 間早くする 月曜日を含む 残業・深夜勤
業務内容	・業務内容の変更なし。	
その他 就業上の 配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> 治療方針の変更があったで見直す。 止むを得ない事情により代理出張者を立てる。 副作用による多様な症状 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 産業医と定期的に面談を 本人においては、通院を継意し、体調不良の訴えは 上司においては、本人からに人事部まで連絡のこと。 治療終了後に関しては、必めて両立支援プランを検 	

上記内容について確認しました。

○○
○○
○○
○○

両立支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	男・女
従業員番号	○○○○

注射を週1回（通院）
日、以降は2時間／日の通院治療が必要（通院先 ⇄ 会
※その後4週に1回は検査のため1～2時間ほどを要する。
検査のため半日ほどを要する
の予定

て発熱、頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、筋肉痛、
多くの症状が出る可能性が考えられる

- 変更する可能性あり
院が必要となる見込み

・治療への配慮等	(参考) 治療等の予定
み13:00～17:45 時間単位の年次有給	週1回通院・インターフェロン 注射（症状：発熱・頭痛・吐き気等） ※午前中受診
出張の禁止 務・遠隔地出張禁止	週1回通院・インターフェロン 注射（症状：発熱・頭痛・吐き気等） ※夕方受診 ※4週に1回、3～6か月に1 回の検査日は有給休暇（午 前中）を利用

み08:00～16:45
度で始業時間を1時

出張の禁止
務の禁止

週1回通院・インターフェロン
注射（症状：発熱・頭痛・吐き気等）
※夕方受診
※4週に1回、3～6か月に1
回の検査日は有給休暇（午
前中）を利用

場合、本両立支援プランを産業医、上司、本人、人事部

月曜日（通院日）にかかる出張が必要な場合、職場から

が見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を認める。

行う。

続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留
上司に伝達のこと。

の訴えや体調等について気になる点があればすみやか
人事部は産業医に報告すること。

要に応じて、産業医、上司、本人、人事部において改
討する。

○○年○○月○○日（本人） ○○○○
○○年○○月○○日（所属長） ○○○○
○○年○○月○○日（人事部） ○○○○
○○年○○月○○日（産業医） ○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- 通院や体調面への配慮を行うために、通院頻度や治療期間、副作用として様々な症状がありうること等、必要な情報を整理

- 2か月目までは週1回は午前半休による通院を想定
- その後も治療を継続する場合には、仕事への影響（有給休暇日数や給与面等）も考慮し、通院日は時差出勤を活用し、夕方に受診できるプランを設定
- 現時点の目標として、治療終了後（2年目）は通常勤務に戻ることを設定

- 治療方針の変更等に応じて適時プランの見直しを行うなど、プランの見直しの時期等に関して記載
- 通院日と出張日が重なった場合の対応方針など、あらかじめ取り決めた内容があれば記載
- 必要時に休憩が取れるよう、体調に応じて適時休憩を認める旨を明記

- 本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名